

吉川市盛土の高さ等に関する要綱

平成11年3月25日

告示第33号

(目的)

第1条 この要綱は、盛土の高さ等に関して必要な事項を定め、地域における高さの均衡を図ることにより、市民の安全と生活環境の保全に努めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂 盛土の用に供する土、砂、砂利その他の物をいう。

(2) 土地 宅地、農地、池沼、山林、原野その他をいう。

(3) 宅地 宅地及び雑種地をいう。

(4) 盛土 土砂を土地に埋立て又はたい積することをいう。

(5) 事業主 土地の所有権又は権原に基づき盛土を施行することができる権限を有する者及びこの者との契約により、盛土を施工する施工者をいう。

(6) 最寄りの道路 盛土を施行する土地を囲む道路及び水路(高さが決定されている計画道路を含む。)

(事業主の責務)

第3条 事業主は、盛土の施工に当たり、自らの責任と負担においてこの要綱の規定を遵守し、市民の安全と生活環境の保全に努めなければならない。

2 事業主は、極力周囲の住民等に対し迷惑とならないように努めなければならない。

3 事業主は、周囲の住民等との間に紛争等が生じたときは、当該紛争の解決に当たらなければならない。

4 事業主は、隣接地に土砂を流出しないように必要な措置を講ずるものとする。

5 事業主は、当該事業に係る道路、水路、その他の公共施設の構造及び機能に支障のないように必要な措置を講ずるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、事業主がこの要綱の規定を遵守するよう随時必要な指導を行うものとする。

(盛土の高さ)

第5条 盛土の高さは、次に定めるところにより行わなければならないものとする。ただし、市長が、最寄りの道路の高さの状況からやむを得ないと認めるときは、事業主と協議して盛土の高さを定めることができるものとする。

(1) 宅地

最寄りの道路の車道面の高さに比し30センチメートル(当該道路に車道より高い歩道があるときにあつては、当該歩道に比し15センチメートル)以下の高さであること。ただし、砂利道にあつては、当該道路に比し45センチメートル以下の高さであること。

(2) 農地

イ 畑にあつては、前面の道路の車道面の高さに比し10センチメートル以下の高さであること。ただし、耕作に支障をきたすときは水田面から60センチメートル以下とすることができる。

ロ 田にあつては、前面の道路の車道面より低く、かつ、当該田及びその周辺地域のかんがい用水に支障がない高さであること。

2 前項第1号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(1) この要綱の施行前から存在する土地の高さが前項の規定の高さを超えている場合は、その高さ以下であること。

(2) 前号に規定する土地が存在する地域内に盛土する場合は、市長と協議してその高さと同等の高さにすることができる。

(3) 盛土する土地の規模又は形態等により排水勾配がとれない場合は、市長と協議して盛土の高さを調整することができる。

(4) 浸水の実績がある地域は、市長と協議して盛土の高さを調整することができる。

3 第1項に規定する盛土を施工するときには、圧密沈下を考慮して盛土厚さの20パーセントの範囲内で余盛りすることができる。

(適用除外)

第6条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する盛土には、適用しない。

(1) 必要規模の調整池を設置する市街地開発事業(都市計画法第12条に規定するものをいう。)及び計画開発(都市計画法第34条第10号イに規定するものをいう。)の盛土

(2) 国又は地方公共団体が施行する公共事業の盛土

(3) 資材(盛土に供するものを除く。)の販売を業としている者が現に資材置場として使用している場所に行う資材のたい積

(4) 土木又は建築工事の施工における一時的なたい積

(5) 現に使用している宅地について施工する造園としての盛土

2 前項第1号及び第2号に規定する事業主は、その事業の盛土の高さについて市長と協議するものとする。

3 第1項第1号の規定による開発をした区域内については、原則として新たな盛土をしないものとする。

(損害賠償)

第7条 事業主は、盛土の施工に当たり、道路、水路、農作物、器物等を破壊又は損傷したときは、当該破壊又は損傷前の原状に復しなければならない。

2 事業主は、前項の場合において、当該道路、水路、農作物、器物等を原状に復することができないときにあつては、当該損害を当該被害者に対し賠償しなければならない。この場合において、当該損害が吉川市に係るときの額は、市長が定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

消防施設に関する指導要綱

平成2年4月1日

告示第11号

(目的)

第1条 この要綱は、吉川松伏消防組合管内（以下「管内」という。）における建築物等の建築、建設に伴う消防施設に関する事項を定め、事業主及び地域住民等の生命財産の保護と安全確保を図るため、この要綱により消防施設の整備を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「開発」とは、主として建築物等を建築、建設する目的で今までの土地の区画形質を変更することをいう。
- (2) 「防火対象物」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる(1)項から(16)項までをいう。
- (3) 「事業主」とは、第3条に掲げる建築物等を建築、建設する者をいう。
- (4) 「消防水利施設」とは、消火栓、防火水槽をいう。
- (5) 「消防用活動空地等」とは、はしご付消防ポンプ自動車が活動するために必要な空地及び進入路をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次に掲げる建築物等を建築、建設又は開発する場合に適用する。

- (1) 開発面積1,000平方メートル以上の開発
- (2) 防火対象物で延べ面積1,000平方メートル以上の建築物
- (3) 防火対象物で地階を除く階数が5階以上、又は高さ15メートル以上の建築物。ただし、塔屋部分は除く。

(事前協議)

第4条 前条各号に規定する事業を行う事業主は、あらかじめ吉川松伏消防組合管理者(以下「管理者」という。)と消防水利施設及び消防用活動空地等について協議しなければならない。

- 2 前項の規定により協議をしようとする事業主は、消防施設に関する協議書(様式第1号)に必要な書類を添付し、管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、事前協議書の審査結果を消防施設に関する協議書の審査結果について(通知)(様式第2号)により事業主に通知するものとする。
- 4 事前協議が整ったときは、事業主と管理者との間において、協定書により協定を締結するものとする。

(消防水利施設)

第5条 消火栓は、次に掲げる建築物等について設置するものとする。

- (1) 開発面積 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの、又は同一の事業主が 1 年以内に隣接して開発した場合で、開発面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの。
- (2) 防火対象物で延べ面積 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの、又は増改築等で既存部分と併せて延べ面積 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの。
- 2 防火水槽は、次に掲げる建築物等について設置するものとする。
 - (1) 開発面積 2, 000 平方メートル以上のもの、又は同一の事業主が 1 年以内に隣接して開発した場合で、開発面積の合計が 2, 000 平方メートル以上に達したものの。
 - (2) 防火対象物で延べ面積 2, 000 平方メートル以上のもの、又は増改築等で既存部分と併せて延べ面積 2, 000 平方メートル以上に達したものの。
- 3 2, 000 平方メートル以上 3, 000 平方メートル未満の開発に伴う戸建住宅を建築する場合は、前項の規定にかかわらず消火栓とする。
- 4 消防水利施設の位置及び構造等については、消防水利施設等の設置基準に基づき設置するものとする。

(消防用活動空地等)

第 6 条 防火対象物で地階を除く階数が 5 階以上、又は高さ 15 メートル以上の建築物を建築する場合は、消防用活動空地等を設置しなければならない。

- 2 消防用活動空地等の位置及び構造等については、消防水利施設等の設置基準に基づき設置するものとする。

(適用除外)

第 7 条 管内公共事業の施行により移転する場合は、移転前の規模の 1.5 倍以下のものは全て免除する。

- 2 同一場所で同一事業を 3 年以上継続して営んでいる事業主は、既存宅地面積 2, 000 平方メートル未満において延べ面積 1, 000 平方メートル未満の建築物等を建築する場合には、消防水利施設を免除する。
- 3 開発地が公園、屋外運動場、その他の空地の場合は、消防水利施設を免除する。
- 4 特定地内の消防水利施設の免除については、次のとおりとする。

- (1) 次の区域内については、消火栓を免除する。

新栄一丁目・二丁目、吉川第一土地区画整理事業地内、吉川特定土地区画整理事業地内、吉川駅南特定土地区画整理事業地内、吉川中央土地区画整理事業地内、吉川保土地区画整理事業地内、田中一丁目から三丁目、ゆめみ野一丁目から六丁目、ゆめみ野東一丁目から四丁目、松葉一丁目・二丁目及び東埼玉テクノポリス内

(2) 次の区域内については、防火水槽を免除する。ただし、令第27条に該当する場合は、この限りでない。

東埼玉テクノポリス内

(整備)

第8条 消防水利施設及び消防用活動空地等の整備は、建築物等の完成時までに行うものとする。

(管理・移譲)

第9条 公道及び公道に準ずる道路に設置された消火栓は、検査完了後吉川市内にあっては吉川市に、松伏町内にあっては越谷松伏水道企業団に無償で移譲するものとする。

2 防火水槽及び消防用活動空地等の維持管理は、当該土地又は防火対象物の所有者が行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は管理者が別途定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

2 この要綱の消防施設協力金(第6条)は、前年度における市町村消防施設等整備費補助金交付要綱の補助基準額の改定があった場合は、その都度見直しをする。

附 則(平成2年告示第20号)

1 この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

2 この要綱の消防施設整備協力金(第7条)は、前年度における市町村消防施設等整備費補助金交付要綱の補助基準額の改定があった場合は、その都度見直しをする。

附 則(平成5年告示第8号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年告示第5号)

この告示は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年告示第9号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年告示第11号)

この告示は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成15年告示第1号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第13号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。